

行政監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

1 監査の概要

（1）監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

（2）監査のテーマ

自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可について

（3）監査の目的

市有施設には、利用者の利便性の向上や施設の有効活用などを目的として、自動販売機や公衆電話、利用団体等の倉庫などが設置されている。定期監査において、行政財産の目的外使用許可のうち自動販売機の設置に係る取扱いについて調査する中で、施設により取扱いに差異のある事務処理が散見された。そのような中、全庁的に問題点の把握・検証を行い、適正で統一的な取扱いとすることで、公平・公正な行政運営の維持と本市が所有する財産を有効に活用することを目的として行政監査を実施する。

（4）監査の着眼点

- ア 自動販売機の設置に係る事務手続きが適切に行われているか。
- イ 使用料が適正に徴収されているか。
- ウ 指定管理者制度導入施設における自動販売機の取扱いは適切か。
- エ 行政財産は有効に活用されているか。
- オ 目的外使用許可の手続きが適正で統一的な取扱いとなっているか。

（5）監査の期間

2022年（令和4年）10月1日から2023年（令和5年）1月25日まで

(6) 監査の対象部局等

行政財産を所管する課等及び行政財産の管理に係る課

(7) 監査の実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

2 行政財産における自動販売機の設置状況

(1) 自動販売機の行政財産目的外設置の根拠

地方公共団体が所有する財産は、地方自治法において公有財産、物品及び債権、基金に区分されている。このうち、不動産、地上権、株式などの公有財産は、その使用目的によって行政財産と普通財産に分類されている。行政財産とは、地方公共団体において、庁舎、学校、公民館、図書館、公園などの公用又は公共用に供する財産で、原則として、貸付、交換、売払い、譲与、出資の目的とすること、信託すること、私権を設定することはできないとされている。ただし、「行政財産の用途目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる」とされていることから、本市では行政財産の目的外使用を許可し、自動販売機の設置を認めている。

(2) 設置状況

部局（所管課）別の自動販売機の設置状況は次のとおりとなっている。

部局	部局別台数	所管課	所管課台数	設置施設	施設台数	備考
財務部	12	管財課	12	市役所本庁舎	7	
				市役所分庁舎	3	
				総合防災センター	2	2022年7月、防災政策課から移管
市民自治部	63	市民自治推進課	38	市民の家	37	
				石川コミュニティセンター	1	
		六会市民センター	1	六会市民センター	1	
		片瀬市民センター	1	片瀬市民センター	1	
		明治市民センター	3	明治市民センター	3	
		御所見市民センター	3	御所見市民センター	3	
		遠藤市民センター	4	遠藤市民センター	4	
		長後市民センター	2	長後市民センター	2	
		辻堂市民センター	2	辻堂市民センター	2	
		善行市民センター	5	善行市民センター	5	
		湘南大庭市民センター	2	湘南大庭市民センター	2	
鶴沼市民センター	2	鶴沼市民センター	2			

部局	部局別台数	所管課	所管課台数	設置施設	施設台数	備考
生涯学習部	65	藤沢公民館	6	藤沢公民館・労働会館等複合施設	5	
				済美館	1	
				片瀬公民館	2	片瀬しおさいセンター
		村岡公民館	1	村岡公民館	1	
		郷土歴史課	1	ふじさわ宿交流館	1	
		文化芸術課	25	藤沢市民会館	15	
				湘南台文化センター	10	
		スポーツ推進課	22	秩父宮記念体育館	12	
				石名坂温水プール	9	
				天神スポーツ広場	1	
総合市民図書館	8	総合市民図書館	2			
		旧南市民図書館	1			
		辻堂市民図書館	2			
		湘南大庭市民図書館	3			
福祉部	21	福祉総務課	8	大庭台墓園	2	
				藤沢聖苑	4	
		障がい者支援課	2	藤沢市斎場	2	
				太陽の家	2	
		高齢者支援課	11	やすらぎ荘	2	
				湘南なぎさ荘	2	
		こぶし荘	4			
		生きがい福祉センター	3			
健康医療部	7	地域医療推進課	5	保健医療センター	5	
		地域保健課	2	南保健センター	1	
子ども青少年部	16	保育課	1	藤-teria	1	
				藤沢青少年会館	1	
		青少年課	15	辻堂青少年会館	1	
				少年の森	4	
				子どもの家	5	
				児童館	4	
環境部	22	環境事業センター	6	環境事業センター(仮設事務所)	6	
		北部環境事業所	11	北部環境事業所	3	
				リサイクルプラザ藤沢	7	
		石名坂環境事業所	5	大鋸運動広場谷根最終処分場	1	
石名坂環境事業所	5	石名坂環境事業所	5			
経済部	1	観光課	1	片瀬江の島観光案内所	1	
市民病院	4	病院総務課	4	藤沢市民病院	4	
道路河川部	2	道路河川総務課	2	長後駅東口自転車等駐車場	1	
				藤沢駅南口自転車等駐車場	1	
下水道部	3	下水道施設課	3	辻堂浄化センター	2	
				大清水浄化センター	1	
消防局	19	消防総務課	19	南消防署	4	
				北消防署	3	
				出張所	11	
				消防防災訓練センター	1	
教育委員会 教育部	4	教育総務課	1	八ヶ岳野外体験教室	1	
		教育指導課	3	教育文化センター	3	
合計	239		239		239	

※自動販売機は各課等から調査票の回答があったものを集計したもので、普通財産及び公園施設における使用許可のほか、土地を賃貸借して設置している自動販売機を除く。

※石川コミュニティセンターは市民の家を兼ねる。

※自動販売機には飲料水のほか、アイス、菓子などの食料品、女性用生理用品などの自動販売機も含む。

(3) 自動販売機の使用許可状況

使用者別の使用許可状況は次のとおりとなっている。

使用内容		使用者（申請者）		使用料の徴収	
自動販売機	239 件	メーカー等	139 件	使用料徴収	25 件
				使用料免除	114 件
		指定管理者	49 件	使用料徴収	12 件
				使用料免除	37 件
		その他（社会福祉法人等の団体）	51 件	使用料徴収	20 件
				使用料免除	31 件

自動販売機の使用許可状況は飲料メーカー等が直接、使用者として設置しているものについては、使用料を納付しているもの、免除しているものの合計が139件で、施設の指定管理者が使用者となっているものは合計49件、その他として社会福祉法人等の団体が使用者として申請しているものが合計51件であった。

団体は施設運営に係る社会福祉法人や財団法人などの市出資団体のほか、本市職員福利厚生会、施設運営管理委託受託事業者など多岐にわたっている。

なお、福祉団体にあつては、身体障害者福祉法第22条で「国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。」とあり、また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条においても同様の条文がある。

ア 使用料を徴収しているもの

使用料徴収の状況は次のとおりとなっている。

使用料の徴収		状況	
使用料納付	57 件	主に、施設利用者の利便性のためとしてメーカー等が直接設置しているもの。	25 件
		指定管理者が使用者となり、設置者（メーカー等）から収入（販売手数料等）を得て、指定管理者の自主事業としているもの。	12 件
		施設利用者の利便性のためとして社会福祉法人等の団体が使用許可を受けているもの。	20 件
年間使用料合計		1,003,702円(1件あたりの平均：建物20,930円、土地8,309円)	

※使用料納付 57 件のうち、建物に設置：42 件、土地に設置：15 件

使用料を納付しているものは全 239 件のうち 57 件で 23.8%となっている。設置理由は主に、施設利用者の利便性のためとしており、使用料は藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第 3 条（使用料の額）に定める計算式に基づき、『土地を使用する場合』は、「使用部分に係る土地の価格×(3/100)×(使用許可日数/365)」、『建物を使用する場合』は、「使用部分に係る建物の価格×(6/100)×(使用日数/365) + 当該建物の敷地のうち、当該建物の建築面積に相当する面積の土地について、『土地を使用する場合』の規定を準用して算定した額」により計算されている。

イ 使用料を免除しているもの

使用料免除の理由は次のとおりとなっている。

使用料の徴収		免除の理由	
使用料免除	182 件	災害時救援等協定書等による (防災政策課・施設の独自協定)	76 件
		地域市民の家利用券の販売	38 件
		その他の理由 (施設利用者の利便、公益事業、低料金で提供等)	68 件
年間免除額の合計		3,158,672円 (1件あたりの平均：17,355円)	

行政財産における自動販売機の使用許可で使用料を免除しているものは全239件のうち182件で76.2%となっている。そのうち災害時における救援等協定書による免除が76件で41.7%、地域市民の家利用券の販売が38件で20.9%、その他の理由(施設利用者の利便等)が68件で37.4%となっている。藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条(使用料の減免)に基づき、使用者が、国、他の地方公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公共事業の用に供するとき、市長が特に必要又はやむを得ないと認めるとき、のいずれかに該当する場合は免除している。

【使用料免除の理由】

(ア) 災害時救援等協定書等による(防災政策課・施設の独自協定)

災害協定を締結し避難施設等に設置した自動販売機で、災害時や防災訓練に使用する飲料の提供や台数及び売上に応じた協賛金が提供されているもので、飲料メーカー等と取り交わした協定書等の使用料免除条項により使用料を免除としているもの。

(イ) 地域市民の家利用券の販売

コミュニティ施設として、地域活動や親睦を深める場として利用されている地域市民の家の自動販売機については、施設に管理人が常駐していないため、自動販売機を活用して利用券の販売を行うために設置したもので、飲料メーカーと収納事務委託契約を締結している。飲料メーカーは、事務手数料を求めずに収入を回収し市へ納付していることから使用料は免除としているもの。

(ウ) その他の理由(施設利用者の利便、公益事業、低料金で提供)

利用者の利便の向上、または公益事業のため飲料メーカー等や社会福祉法人等の団体が使用者(申請者)となって低料金で飲料等を提供し、低料金で販売することにより利益は利用者に戻元されていることから使用料は免除としているもの。

以上が免除の主な状況となっている。

(4) 使用料以外の収入

本市においては、自動販売機の使用許可状況のうち複数の飲料メーカー等と「災害発生時の藤沢市域における被災者への救援物資の提供等に係る地域貢献協定」などの締結がされているものが全体の31.8%と約3分の1を占める。使用料を免除する反面、協定書等により売上に応じた協賛金の提供を得てい

るほか、毎年、防災団体への一定額の協賛金の提供や一定の飲料水の提供などを受けている。また、指定管理者及び社会福祉法人等の団体は、使用者（申請者）として自動販売機を設置することで飲料メーカー等から販売手数料（総売上の15～30%程度）など一定の収入を得ているものがある。

<p>災害発生時の藤沢市域における被災者への救援物資の提供等に係る地域貢献協定の主な内容※締結相手方により詳細は異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の数に5万円を乗じた額に、自販機売上げ総額の100分の4を乗じた額を加えた協賛金の提供 ・上記により算出された防災協賛金の中から防災関係団体に5万円ずつ提供 ・備蓄用救援物として年間一定の飲料水を備蓄場所に提供 ・防災訓練・防災催事等における協力可能な範囲での飲料提供 ・災害時には電光掲示板による災害情報の提供及び販売機在庫飲料等の無償提供
--	---

3 監査の結果

(1) 自動販売機の設置に係る事務手続きが適切に行われているか。

目的外使用許可について、行政財産使用許可申請書及び使用料減免申請書等の資料について59件を抽出して確認を行ったところ、おおむね適正に執行されていた。ただし、藤沢市事務決裁規程第3条（決裁及び専決事項）別表第1、共通事務決裁表において行政財産の目的外使用に係る決裁は管財課の合議をとることとされているが、台帳と各課から提出された調査票を照合し、申請書を確認するなどした結果、合議がなされていないものが全239件のうち7件見受けられた。

(2) 使用料が適正に徴収されているか。

目的外使用許可により使用料を徴収している57件のうち、33件について抽出して関係書類を調査したところ、おおむね適正に徴収されている。

使用料の算定は、使用料免除も含め、いずれも規則、藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例及び藤沢市行政財産の目的外使用の許可事務取扱要綱に基づき、おおむね適正に処理されている。

(3) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の取扱いは適切か。

行政財産目的外使用許可をしている自動販売機239件のうち、指定管理者施設において指定管理者が申請者となっているものが49件あり、うち、37件については使用料を免除している。なお、指定管理施設における自動販売機収益の取扱いは、その仕様の中で自主事業に指定され、指定管理者の収益として計上されるものが大方ではあるが、仕様によっては指定管理業務に要する経

費から自動販売機等の収益を差引いた額が指定管理料となってくるものもあり、指定管理施設の個々の事情により扱いが異なっていた。

指定管理者の自主事業（自動販売機手数料）収入

指定管理者	自販機台数	手数料（令和3年度）	手数料基準
A	3台	446,968円	総売上の25%～30% ※飲料メーカー等により率は異なる
B	8台	814,969円	総売上の21%～32% ※飲料メーカー等により率は異なる
C	5台	836,468円	総売上の28%

※自動販売機の目的外使用許可をしていて、かつ指定管理者が自主事業として申請者となっている指定管理業務 9事業のうち、3事業を抽出（公園施設は除く）

（4）行政財産は有効に活用されているか。

目的外使用における使用料については、約76%の182件を免除している。

使用料免除のうち災害時救援等協定等及び地域市民の家利用券の販売、公共的団体による公益事業等の理由のように理由が明確なものもあるが、利用者の利便性などを理由とした免除などの例も見受けられる。これらの免除理由は他の使用料を徴収している事例と比較検討して、公平公正な理由から妥当な判断となっているのかが明確ではなく現状を整理する必要があると思われる。また、行政財産については、地方自治法第238条の4第2項において貸付ができるものとされているが、本市においては、目的外使用によるものがほとんどである。市民病院に一部事例があるものの、行政財産の貸付制度を活用している例は少ない。

（5）目的外使用許可の手続きが適正で統一的な取扱いとなっているか。

行政財産の目的外使用が所管課により取扱いが異なっている点が見受けられる。特に使用料免除の取扱いは顕著でその理由は、「（4）行政財産は有効に活用されているか。」に記載のとおりである。

施設により、同じ申請理由「利用者の利便性」であっても使用料を徴収しているものと、免除しているものなど取扱いに違いがあるものが見受けられる。

4 意見・要望

（1）使用料の免除基準の策定

使用料の免除については、本市として免除の取扱いが統一的に運用されてい

ない状況がみられた。その原因は、個々の免除決定において、新規に自動販売機を設置する場合には、所管課が先例に習い免除の可否決定を判断し事務処理が完結していることで比較検討がされていないこと、また、継続の際には前例を引継ぎ見直しがされないことから、施設によって取扱いが違う状態が生じていることなどが考えられる。

使用料の免除について規定する、藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の第5条（使用料の減免）においても、明確な判断基準はなく、「市長が特に必要又はやむを得ないと認めるとき。」とされている条文を適用しているものが多数を占めている。このことから、本市として統一した免除基準を策定し、すべての職員が円滑に事務を執行することができるよう、また使用者（申請者）及び設置者が公平・公正で明確な基準のもと、統一した取扱いになるよう免除基準の策定を検討されたい。

（2）行政財産の貸付

平成18年に地方自治法が改正され、これまでは行政財産である土地は、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対してのみ、貸付可能であったものが、貸付の条件を拡大し行政財産である土地や庁舎等を、民間事業者に貸付けることが可能となった。（地方自治法第238条の4第2項）

行政財産の目的外使用料は、低廉定額であるが、貸付（特に歩合制）にすれば収益に応じたより高い貸付料を設定することも可能と考えられる。このことから、行政財産の有効活用策として民間事業者に貸付を行い、より多くの収入確保を図ることが期待できることになる。本市では、藤沢市民病院において藤沢市民病院再整備に伴い病棟などに配置した自動販売機8台の入札を行い、貸付による収益（1台あたり年：16万円～50万円）を確保している例もあるが、貸付制度の活用について本市職員への周知が不十分な状況にあると思われる。

貸付への移行については、施設の状況によっては貸付けることができない場合もあり慎重に進める必要がある。

現状で目的外使用をしている事業者等との調整や事務の見直しなどの課題解決は必要と思われるが、今後に予定される藤沢市公共施設再整備などの機会を捉え、新規に貸付を公募するなど、本市の厳しい財政状況が続く中で新たな財源確保の手法の一つとして有益であると考えられる。

市有財産管理の総括を所掌する担当課においては、職員のコスト意識を醸成するため、行政財産の貸付について理解を深める周知を行うとともに、今後の新規貸付や既存の目的外使用の貸付移行に向けた、貸付に係るガイドラインの作成などの取組を検討されたい。

(3) 付加機能の設置

本市に設置されている自動販売機については、付加機能として災害時における無料給水の機能やお知らせ電光掲示機能などが協定により付加されているものは多数ある。他にも防犯に対応したカメラ機能付きのものや電子マネー等によるキャッシュレス決済など、徐々に付加機能付きの自動販売機の導入が進んできている。市場には緊急通報装置が付加したものやW i - F i 機能が付いたものなど、多種多様な機能を付加しているものがあり、今後、これら様々な機能を付加した自動販売機を積極的に導入することにより効率的に市民の利便性や防犯などに対する都市機能の向上など効果が期待できる。新規導入又は更新にあたり、経済的負担のない範囲で飲料メーカー等と付加機能が付いた自動販売機の導入について協議することが望ましいと考える。

5 <参考資料>関係法令等（抜粋）

○地方自治法（抜粋）

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
 - 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
 - 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
 - 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
 - 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
 - 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
 - 七 出資による権利
 - 八 財産の信託の受益権
- 2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
 - 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
 - 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
 - 四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
 - 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
 - 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債
- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
 - 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
 - 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
 - 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
 - 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正

な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。

- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

○身体障害者福祉法(抜粋)

(売店の設置)

- 第22条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。
- 2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。
 - 3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

○母子及び父子並びに寡婦福祉法(抜粋)

(売店等の設置の許可)

- 第25条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子・父子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。
- 2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、自らその業務に従事し、又は当該母子・父子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子・父子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。

○藤沢市公有財産規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、公有財産の取得、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公有財産 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項に規定する公有財産で本市の所有に属するものをいう。
- (2) 財産 地方自治法第238条第1項各号に規定する財産をいう。
- (3) 課等の長 藤沢市行政組織規則(昭和59年藤沢市規則第18号)第4条に規定する課等及び同規則第3章に規定する出先機関(課が置かれている出先機関にあつては、当該課)、藤沢市消防局組織等規則(昭和57年藤沢市規則第46号)第2条に規定する課並びに藤沢市教育委員会事務局組織等規則(昭和38年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条に規定する課等並びに同規則第5条及び第6条に規定する教育機関の長をいう。

第2章 取得

(不動産の取得依頼の手続)

第3条 財産のうち不動産の購入、交換による取得又は寄附の採納(以下これらを「取得」と総称する。)をしようとする課等の長(教育委員会に属する課等の長を除く。)は、公有財産取得依頼決裁書により決裁を受けた後、当該取得しようとする不動産が取得後において、次の各号に掲げる公有財産の分類の区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める職員に当該不動産の取得に係る手続を公有財産取得依頼書により依頼しなければならない。

- (1) 行政財産(寄附の採納に係るものを除く。) 建設総務課長
- (2) 普通財産及び寄附の採納に係る行政財産 管財課長

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる不動産の取得に関する手続は、道路管理課長が行う。

- (1) 寄附の採納により取得する道路の用に供する土地
- (2) 未登記道路用地(市長が、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定による路線の認定をした道路について同法第18条第1項の規定により決定した道路の区域内に存する私有地をいう。以下同じ。)
- (3) 藤沢市狭あい道路整備要綱(平成26年藤沢市告示第35号)の規定に基づき取得する後退地及び角切地
- (4) 藤沢市角切用地取得事務取扱要綱(平成22年藤沢市告示第391号)の規定に基づき取得する角切用地
- (5) 廃道敷(道路の用に供されていた敷地であつて本市の普通財産に分類されるものをいう。以下同じ。)又は廃水路敷(水路の区域の変更又は水路の廃止に伴い不要となつた当該水路の敷地をいう。以下同じ。)との交換により取得する道路又は水路の用に供する土地
- (6) 寄附の採納により取得する水路(藤沢市水路に関する条例(昭和36年藤沢市条例第29号)第2条第1号に規定する水路をいう。)の用に供する土地

(不動産の取得前の措置)

第4条 不動産を取得しようとする課等の長は、あらかじめ当該不動産に関し必要な調査を行い、当該不動産に抵当権その他の所有権の価値を制限する担保物件が設定され、又は義務が負担されているときは、その所有者又は権利者をしてそれらを消滅させなければならない。

(境界標の設置)

第5条 建設総務課長及び管財課長は、第3条第1項の依頼に基づき不動産のうち土地を取得したときは、当該取得した土地と隣接地との境界を明らかにするため、速やかに当該依頼をした課等の長に境界標を設置させなければならない。

2 道路管理課長は、第3条第2項の規定に基づき土地を取得したときは、当該取得した土地と隣接地との境界を明らかにするため、速やかに境界標を設置しなければならない。

(登記又は登録)

第6条 登記又は登録を必要とする財産を取得した課等の長は、不動産登記法(平成16年法律第123号)その他の関係法令の定めるところにより登記又は登録をしなければならない。

(取得代金の支払)

第7条 財産の取得代金は、登記又は登録を必要とする財産にあつては登記又は登録を完了した後、その他の財産にあつては收受し、又は引渡しを受けた後でなければ支払うことができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(取得財産の引継ぎ)

第8条 建設総務課長及び管財課長は、第3条第1項の規定により不動産の取得の依頼を受けた場合において、当該不動産について前3条の規定による手続を完了させたときは、当該不動産をその取得を依頼した課等の長に取得公有財産引継書により引き継がなければならない。

第3章 管理

第1節 通則

(公有財産の管理区分)

第9条 行政財産は、当該行政財産を直接使用し、又は所管する課等の長が管理する。

2 普通財産(廃道敷及び廃水路敷を除く。)は、管財課長が管理する。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、管財課長以外の課等の長に管理させることができる。

3 普通財産のうち廃道敷及び廃水路敷は、道路管理課長が管理する。

(公有財産の維持保存等)

第10条 前条の規定による区分により公有財産を管理する課等の長(以下「主管課等の長」という。)は、その所管に属する公有財産について、次に掲げる事項を常に調査し、適正な維持保存及び効率的な運用に努めなければならない。

- (1) 公有財産の使用状況
- (2) 電気、ガス、水道その他附帯設備の使用状況
- (3) 隣接地との境界の状況
- (4) 現況と第43条第1項に規定する公有財産台帳及びその附属書類との符合状況
- (5) 不法占拠、不正使用等不法行為の有無
- (6) 災害その他事故による滅失又は損失の有無

(異なる会計間の所属替等)

第11条 公有財産を、所属を異にする会計の間において所属替をし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、原則として有償により行わなければならない。

第2節 行政財産

(目的外使用の資格)

第12条 市長等は、次に掲げる要件を備えていないものには行政財産の目的外使用(以下単に「目的外使用」という。)の許可をしないものとする。

- (1) この市に納付すべき市税を滞納していない者であること。
- (2) この市に対して行うべき市税に係る申告を怠っていない者であること。

(目的外使用の許可基準)

第13条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可すること(以下「目的外使用の許可」という。)ができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 行政財産を利用する者のため、当該行政財産の一部に食堂、売店等の施設を設けるとき。
- (3) 公共目的のため行う講演会、研究会等に短期間使用するとき。
- (4) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長(教育財産にあつては、教育長。以下「市長等」という。)が特に必要があると認めるとき。

(目的外使用の許可申請等の手続)

第14条 使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を市長等に提出しなければならない。

2 前項の場合において、行政財産に建物その他の工作物を設置する必要があるときは、同項の申請書に当該工作物の設計図書を添えなければならない。

(使用許可の決定等)

第15条 市長等は、前条第1項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、当該申請書が提出された日から14日以内に行政財産使用許可決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長等は、前項の規定により使用許可をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可等の期間)

第16条 使用許可の期間は、1年(電柱又は水道管、ガス管その他の埋設物を設置するため行政財産を使用するとき、その他特別な理由があると市長等が認めるときにあつては、3年)を超えることができない。

2 前項の期間は、必要に応じて更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。

(使用料の減免手続)

第17条 目的外使用に係る使用料(以下単に「使用料」という。)の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産目的外使用料減免申請書を市長等に提出しなければならない。

2 市長等は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、当該申請書が提出された日から

ら 14 日以内に行政財産目的外使用料減免決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(光熱水費等の負担等)

第 18 条 目的外使用に伴う光熱水費等及び当該行政財産を維持保全、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の負担とする。ただし、市長等が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 使用者は、使用許可を受けた期間(以下「使用期間」という。)が満了した場合又は使用許可を取り消された場合において、当該行政財産に投じた修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用があつても、これを市長等に請求することができないものとする。ただし、市長等が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第 19 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第 3 号に掲げる事項について使用者があらかじめ市長等の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 善良な管理者の注意をもつて行政財産の維持保全を図ること。
- (2) 行政財産を使用許可を受けた目的以外の用に供し、又は当該行政財産を他の者に使用させないこと。
- (3) 使用許可を受けた行政財産の原状を変更し、又は当該行政財産に工作物を設置しないこと。
- (4) 使用期間が満了した場合又は使用許可が取り消された場合は、使用者は、自己の負担で当該行政財産を原状に回復して返還すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が指示した事項

(使用者の承継等)

第 20 条 使用許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る権利を承継させるものに限る。以下「相続等」という。)があつた場合において、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る権利を承継した法人(以下「相続人等」という。)が引き続き当該許可に係る行政財産を使用しようとするときは、使用者承継等申出書に相続等の事情が生じたこと及び当該事情により使用者を承継したことを証する書類を添えて市長等に提出しなければならない。

2 市長等は、前項に規定する申出書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、当該申出書が提出された日から 14 日以内に使用者承継承認等決定通知書により当該申出人に通知するものとする。

(変更等の届出)

第 21 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更等届出書によりその旨を市長等に届け出なければならない。

- (1) 使用者の氏名、住所又は電話番号に変更があつたとき。
- (2) 使用期間が満了する前に行政財産を返還するとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、軽微な事項に変更があつたとき。

(継続使用等の申請手続)

第 22 条 使用者は、使用期間の満了後引き続き当該行政財産を使用しようとするときは、当該期間が満了する日前 10 日までに、第 14 条第 1 項に規定する申請書を市長等に提出しなければならない。

2 第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、前項の場合に準用する。

(使用許可の取消し)

第 23 条 市長等は、地方自治法第 238 条の 4 第 9 項に規定する場合のほか、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該使用者に係る使用許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 使用料を、その納付期限を 3 月以上経過して、なお納めないとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。

(損害賠償)

第 24 条 使用者は、使用許可を受けた行政財産に損害を生じさせたときは、市長等の定めるところに従い、当該行政財産を補修し、かつ、その検査を受け、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入検査等)

第 25 条 市長等は、使用許可をした行政財産の管理上必要があると認められたときは、あらかじめその旨を当該行政財産の使用者に通知して、指定した職員に、当該行政財産に立ち入って検査をさせ、又は当該使用者に対して適切な指示をさせることができる。

2 前項の規定により検査等を行う職員は、公有財産立入検査員証(別記様式)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(行政財産の用途の変更等の手続)

第 26 条 主管課等の長は、その所管に属する行政財産の用途の変更又は廃止をしようとするときは、行政財産用途変更等決裁書により決裁を受けなければならない。

2 主管課等の長は、前項の規定により行政財産の用途の変更又は廃止についての決裁を受けたときは、行政財産用途変更等通知書によりその旨を管財課長に通知しなければならない。

(行政財産の貸付け)

第 27 条 次条から第 34 条まで(第 30 条第 2 項を除く。)の規定は、行政財産の貸付けについて準用する。

2 第 16 条第 2 項の規定は、前項に基づき第 30 条第 1 項第 2 号を準用する場合を除き、行政財産の貸付期間について準用する。

第 3 節 普通財産

(貸付申出の手続)

第 28 条 普通財産を借り受けようとする者は、競争入札の方法による場合その他市長等が必要がないと認める場合を除き、公有財産借受申込書を市長等に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第 29 条 市長等は、前条に規定する申込書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、貸付けを行うこととした場合には速やかに契約手続を行うものとする。

(貸付期間)

第 30 条 普通財産の貸付期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める期間を超えることができない。

- (1) 建物の所有を目的とする土地を貸し付ける場合(次号に掲げる場合を除く。) 30 年
- (2) 借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 22 条第 1 項又は同法第 23 条第 1 項の規定により契約の更新又は建物の築造による存続期間の延長がない旨の特約を定めて土地を貸し付ける場合 同法第 22 条第 1 項の規定による特約を定めるものにあつては 50 年以上で市長等が別に定める期間、同法第 23 条第 1 項の規定による特約を定めるものにあつては 30 年以上 50 年未満で市長等が別に定める期間
- (3) 一時使用をさせるため、土地又は建物を貸し付ける場合 1 年
- (4) 前 3 号に掲げる場合以外で土地又は建物を貸し付ける場合 5 年(市長等が必要と認める場合は、10 年)
- (5) 無体財産権(地方自治法第 238 条第 1 項第 5 号に掲げる権利をいう。以下同じ。)の利用の許諾をする場合 15 年
- (6) 前各号に掲げる普通財産以外の普通財産を貸し付ける場合 1 年

2 第 16 条第 2 項の規定は、前項(第 2 号を除く。)の貸付期間について準用する。

(貸付料)

第 31 条 普通財産を貸し付けるときは、地価、近傍の固定資産税の課税標準となるべき価格、不動産鑑定評価、他の公有財産の貸付状況等を参考にして、普通財産の貸付けに係る貸付料(以下「貸付料」という。)を適正に定めなければならない。

(貸付料の改定)

第 32 条 普通財産の貸付料は、社会経済情勢の変動その他の理由により、その額が実情にそぐわなくなつたときは、速やかに適正な額に改定するものとする。

(連帯保証人)

第 33 条 市長等は、普通財産を貸し付ける場合は、第 29 条の契約により定める額を上限として貸付料の支払について連帯して義務を負う者(以下「連帯保証人」という。)を立てさせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、連帯保証人を立てさせないことができる。

- (1) 借受人が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合
- (2) 貸付料を貸付期間の初日までに全額納付する場合
- (3) 保証人に代わる確実な担保を提供する場合
- (4) 普通財産を借り受けようとする期間が 1 年以下である場合
- (5) その他市長等が借受人の資力、信用等から判断してその必要がないと認める場合

2 前項の連帯保証人は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 第 29 条の契約により貸付料の支払について連帯して義務を負う上限の額貸付料の年額に相当する固定資産又は所得を有すること。
- (2) 市長等が特に認めた場合を除き、本市内に住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を有すること。

3 連帯保証人が前項の資格要件を欠いたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

(入札保証金)

第 34 条 藤沢市契約規則(昭和 37 年藤沢市規則第 46 号)第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、普通財産の貸付けに係る一般競争入札にあつては、入札保証金の率は、当該入札に係る予定価格の 100 分の 10 以上とする。

(準用)

第 35 条 第 12 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 22 条及び第 25 条の規定は、普通財産の貸付けについて準用する。

第 4 章 処分

(普通財産の処分等)

第 36 条 普通財産の処分(売払い、譲与及び交換をいう。以下同じ。)に関する事務は、管財課長が行うものとする。
ただし、次の各号に掲げる普通財産の処分に関する事務は、当該各号に定める職員が行う。

(1) 行政財産として取得しようとする不動産と交換する普通財産である不動産(廃道敷及び廃水路敷を除く。) 建設総務課長

(2) 廃道敷及び廃水路敷 道路管理課長

2 第 12 条第 1 項の規定は、普通財産の処分を受けようとする者の資格について準用する。この場合において、同項中「普通財産を借り受けよう」とあるのは、「普通財産の処分を受けよう」と読み替えるものとする。

3 普通財産の処分を受けようとする者は、普通財産買受等申込書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申込書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、処分することとした場合には速やかにその旨を書面により当該申込人に通知するとともに、契約手続を行うものとする。

(延納の特約に係る担保等)

第 37 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 169 条の 7 第 2 項の規定により、普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をする場合において、当該普通財産の譲渡を受ける者から徴する担保及び当該延納の特約に係る利息の率は、次のとおりとする。

(1) 担保 土地、建物、国債又は地方債その他これに類するもの

(2) 延納利率 年 7.3 パーセント

2 延納の特約をした場合における延納金の額の計算につき前項第 2 号に定める延納利率は、 閏
じゆん

年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。

(所有権移転の時期等)

第 38 条 処分をした普通財産のうち売払い又は交換に係る普通財産(延納の特約をした場合を除く。)の所有権は、譲受人が売払代金又は交換差金を完納した時に移転する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、売払い又は交換に係る普通財産の所有権は、市長が指定した時に移転するものとする。

(1) 普通財産の売払い又は交換を受けた者が国又は他の地方公共団体であるとき。

(2) 売払い又は交換をした普通財産に係る売払代金又は交換差金について延納の特約をしたとき。

3 譲与した普通財産の所有権は、当該普通財産を譲受人に引き渡した時に移転する。

4 前 3 項の規定により普通財産の所有権が移転した場合において、当該処分した普通財産が登記又は登録を必要とするものであるときは、当該普通財産の処分手続を行った課等の長は、直ちに所有権移転に係る登記又は登録の手続を執らなければならない。

第 5 章 雑則

(買収又は処分に係る基準価格の評価)

第 39 条 建設総務課長、管財課長又は道路管理課長は、不動産を買収し、又は処分しようとするときは、別に定める藤沢市不動産評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴き、当該買収又は処分をしようとする不動産の基準価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の意見の聴取を省略することができる。

(1) 国又は県が施行する土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 16 条の規定により認定を受けた事業の用に供する土地として本市の所有に属する土地を国又は県に処分するとき。

(2) 処分しようとする土地の近隣に当該処分しようとする日前 1 年以内の間に本市又は藤沢市土地開発公社が本市の事業用地として取得した土地又は処分した土地がある場合において、当該取得又は処分をした土地の単価と同額以上の額で本市の所有に属する土地を処分するとき。

(3) 未登記道路用地を買収するとき。

(4) 藤沢市狭あい道路整備要綱の規定に基づき取得する後退地及び角切地を買収するとき。

(5) 藤沢市角切用地取得事務取扱要綱の規定に基づき取得する角切用地を買収するとき。

(6) 藤沢市廃道敷及び廃水路敷の処分に関する取扱要綱(平成 17 年藤沢市告示第 198 号)の規定に基づき廃道敷及び廃水路敷を処分するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の課等の長(管財課長を除く。)は、同項の規定により委員会の意見を聴こうとするときは、管財課長に依頼しなければならない。

(資料等の提出請求等)

第 40 条 管財課長は、公有財産の総括管理上必要があると認めたときは、主管課等の長に対し、その所管に属する公有財産について、その状況に関する資料の提出若しくは報告を求め、又は実地調査をし、用途の変更又は廃止その他公有財産の管理上必要な措置を執ることを命ずることができる。

(公有財産亡失等の報告)

第 41 条 主管課等の長は、天災その他事故によりその所管に属する公有財産を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を公有財産亡失等報告書により市長に報告しなければならない。

(会計管理者への通知)

第 42 条 市長は、毎会計年度間における公有財産の増減及び毎会計年度末現在における公有財産の現在高を、翌年度の 6 月 15 日までに公有財産増減通知書により会計管理者に通知するものとする。

(公有財産台帳)

第 43 条 管財課長は、公有財産の状況を明らかにするため、公有財産の区分ごとに次に掲げる台帳(以下「公有財産台帳」という。)を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 公有財産(土地建物総括)台帳
- (2) 公有財産(土地明細)台帳
- (3) 公有財産(建物明細)台帳
- (4) 公有財産(機械器具・工作物)台帳
- (5) 公有財産(無体財産権)台帳
- (6) 公有財産(有価証券)台帳
- (7) 公有財産(出資による権利)台帳

2 主管課等の長は、次条第 2 項の規定により送付されたその所管に属する公有財産に係る公有財産台帳の副本に、次の各号に掲げる土地又は建物の区分に応じ当該各号に定める図面を付属させ、整理して保管しなければならない。

- (1) 土地 公図写し及び地積測量図
- (2) 建物 配置図及び平面図

(公有財産台帳記載事項発生等の通知)

第 44 条 課等の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公有財産台帳記載事項発生等通知書により管財課長に通知しなければならない。

- (1) 所管に属する行政財産の使用許可をし、若しくは当該許可を取り消し、又は当該許可の期間が満了したとき(軽易なものを除く。)
- (2) 財産を取得したとき。
- (3) 所管に属する公有財産の貸付の契約を締結し、又は解除し、若しくは当該契約の期間が満了したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公有財産台帳の記載事項に変更が生じたとき。

2 管財課長は、前項の規定による通知を受けたときは、公有財産台帳を作成し、又は整備し、新たに公有財産台帳を作成したときは、その副本を当該通知をした課等の長に送付しなければならない。

(公有財産の価格)

第 45 条 公有財産台帳に登載する公有財産の価格は、購入に係るものにあつては購入価格、交換に係るものにあつては交換時における見積価格、収用に係るものにあつては補償金額、その他のものにあつては次の各号に掲げる公有財産の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 土地 類似の土地の時価を考慮して算定した金額
- (2) 建物その他の工作物及び動産 建築費又は製造費(建築費又は製造費によることが困難なものにあつては、見積価格)
- (3) 株式 取得価格
- (4) 出資による権利 出資金額
- (5) 前各号に掲げるもの以外の公有財産 評価額

(公有財産の評価替え)

第 46 条 公有財産台帳に登載されている公有財産については、3 年ごとにその年の 3 月 31 日現在で評価替えを行わなければならない。

(様式)

第 47 条 この規則の規定により必要とする書類(第 25 条第 2 項に規定する公有財産立入検査員証を除く。)の様式は、市長が別に定める。

○藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、同法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 行政財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納めなければならない。

(使用料の額)

第3条 使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式等により算定した額とする。

(1) 土地を使用する場合(第3号から第5号までに該当する場合を除く。)

使用部分に係る土地の価格×(3/100)×(使用許可日数/365)

(2) 建物を使用する場合(第4号又は第5号に該当する場合を除く。)

使用部分に係る建物の価格×(6/100)×(使用許可日数/365)+当該建物の敷地のうち、当該建物の建築面積に相当する面積の土地について、前号の規定を準用して算定した額(当該敷地が借地の場合にあつては、地代又は借賃に相当する額)×(使用部分に係る建物面積/当該建物の延べ面積)

(3) 電柱、地下埋設物、架空の工作物等を設置するために土地を使用する場合(第5号に該当する場合を除く。)

藤沢市道路占用料徴収条例(昭和39年藤沢市条例第57号)別表の規定を準用し、その使用態様に従い算定した額

(4) 営業を目的とする撮影会を催し、又は営業を目的とする撮影、録音、放送等を行うために土地又は建物を使用する場合 藤沢市都市公園条例(昭和35年藤沢市条例第8号)別表第6の規定を準用し、その使用態様に従い算定した額

(5) 広告を表示し、又は掲出するために土地又は建物を使用する場合 当該表示面積又は掲出面積×1平方メートルにつき月額1,250円を超えない範囲内で規則で定める額×使用許可月数

2 前項第1号の土地の価格及び同項第2号の建物の価格とは、別に市長が定める価格をいう。

(使用料の納付時期)

第4条 使用者は、使用許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、使用者が次の各号の一つに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害により、当該財産を使用することができなくなつたとき。

(3) 前各号に掲げるほか、市長が特に必要又はやむを得ないと認めるとき。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任でない理由により使用できなくなつたとき。

(2) 使用の日の前日までに使用を取り消したとき。

(3) 前各号に掲げるほか、市長が特に必要と認めるとき。

(延滞金)

第7条 市長は、使用料を納期限までに納付しない者に対して、藤沢市税外収入金に関する延滞金条例(昭和38年9月藤沢市条例第22号)の規定を適用し、延滞金を徴収する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

○藤沢市事務決裁規程（抜粋）

（決裁及び専決事項）

第3条 決裁責任者の決裁事項及び専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第1(第3条関係)

共通事務決裁表

事務の種類	決裁事項	決裁責任者	合議	備考
財務	行政財産の目的外使用	部長等(市民センター、藤沢公民館及び村岡公民館にあつては、市民センター長、藤沢公民館長又は村岡公民館長)	管財課	